

○小豆島町週休2日工事実施要綱

令和6年10月1日

告示第87号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設現場における現場閉所による週休2日（完全週休2日又は月単位における週休2日）の確保に向け実施する小豆島町週休2日工事(以下「週休2日工事」という。)の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、小豆島町において発注する次に掲げる工事とする。

(1) 発注者指定型

発注者が指定した工事

(2) 受注者希望型

受注者から週休2日工事に取り組むかどうかの意思表示を求める工事

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間とする。(年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。)なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など)は含まない。

(休工日の確保)

第4条 週休2日工事のうち、完全週休2日（土日）の受注者は、原則として、対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。また、月単位の週休2日の受注者は、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業、その他緊急で発注者がやむを得ないと認める場合等は、この限りでない。

2 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日（土日）において、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日又は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。

3 受注者は完全週休2日（土日）において、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日又は日曜日と振替を行うことができる。

(休工の定義)

第5条 前条の休工は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第6条 発注者は、発注者指定型の工事の場合及び協議により受注者希望型の工事とすることが可能な工事の場合は、入札公告等に週休2日工事であることを明示するとともに特記仕様書に記載するものとする。

(工事着手前の確認手続き)

第7条 受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

(1) 発注者指定型

受注者は、週休2日を考慮した休工日が確認できるように工程表を作成するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(2) 受注者希望型

受注者は、週休2日工事への取組を希望する場合、工事着手日までに受注者希望型の週休2日工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに工事監督員に提出しなければならない。

2 工事監督員は、前項第2号の工事打合せ簿の提出を受けた場合、受注者と協議し、週休2日工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に工事監督員に報告しなければならない。

(工事完成時の実施状況の報告)

第10条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を工事監督員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第11条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第12条 経費の算出は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定型

ア 土木工事積算基準の場合

当初設計で完全週休2日（土日）を達成した場合の補正を行い、休工日を確認し、完全週休2日（土日）を達成していないものは、休工の実績に応じて変更設計を行う。

イ 港湾請負工事積算基準の場合

当初設計で月単位の週休2日を達成した場合の補正を行い、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）を確認し、月単位で4週8休に満たないものは、変更設計を行う。

ウ 建築工事積算基準の場合

当初設計で月単位の週休2日を達成した場合の補正を行い、現場閉所率を確認し、月単位で4週8休に満たないものは、変更設計を行う。

(2) 受注者希望型

発注者は、当初予定価格において4週8休の補正を行わず、受注者が週休2日工事を実施した場合は、現場閉所の達成状況に応じて増額の経費補正を行う。

2 発注者は、前項の規定に基づき経費補正をしたときは、遅滞なく受注者と変更契約を行うものとする。

(調査の実施)

第13条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はそれに協力しなければならない。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第72号)

この告示は、令和7年7月1日から施行する。